| | |
|---|---|
| ［略］ | |
| 大分刑務所 | 中津拘置支所　中津市 |
| | 延岡拘置支所　延岡市 |
| ［項を削る。］ | |
| 鹿児島刑務所 | 宮崎拘置支所　宮崎市 |
| | 都城拘置支所　都城市 |
| | 鹿児島拘置支所　鹿児島市 |
| | 大島拘置支所　奄美市 |
| ［略］ | |

二・三　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

| | |
|---|---|
| ［同上］ | |
| 大分刑務所 | 中津拘置支所　中津市 |
| 宮崎刑務所 | 都城拘置支所　都城市 |
| | 延岡拘置支所　延岡市 |
| 鹿児島刑務所 | 鹿児島拘置支所　鹿児島市 |
| | 大島拘置支所　奄美市 |
| ［同上］ | |

二・三　［同上］

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○法務省令第三十三号**

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十四条第三項及び更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十条第二項の規定に基づき、保護観察所組織規則及び地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

法務大臣　平口　洋

保護観察所組織規則及び地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令

（保護観察所組織規則の一部改正）

**第一条**　保護観察所組織規則（平成十九年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| （保護観察所に置く課等） | （保護観察所に置く課等） |
| **第二条**　［略］ | **第二条**　［同上］ |
| 2　前項に掲げる課のほか、東京保護観察所及び大阪保護観察所に、それぞれ民間活動支援専門官一人、首席保護観察官二人、社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、横浜保護観察所及び名古屋保護観察所に、それぞれ首席保護観察官二人、社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、さいたま保護観察所、千葉保護観察所、神戸保護観察所、広島保護観察所及び福岡保護観察所に、それぞれ首席保護観察官二人及び首席社会復帰調整官一人を、札幌保護観察所、仙台保護観察所及び那覇保護観察所に、それぞれ首席保護観察官一人及び首席社会復帰調整官一人を、福島保護観察所、水戸保護観察所、宇都宮保護観察所、前橋保護観察所、静岡保護観察所、京都保護観察所、岡山保護観察所及び高松保護観察所に、それぞれ首席保護観察官一人を、長崎保護観察所に、社会復帰対策官一人を、松山保護観察所に、首席社会復帰調整官一人を置く。 | 2　前項に掲げる課のほか、東京保護観察所及び大阪保護観察所に、それぞれ民間活動支援専門官一人、首席保護観察官二人、社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、横浜保護観察所及び名古屋保護観察所に、それぞれ首席保護観察官二人、社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、さいたま保護観察所、千葉保護観察所、神戸保護観察所、広島保護観察所及び福岡保護観察所に、それぞれ首席保護観察官二人及び首席社会復帰調整官一人を、札幌保護観察所及び仙台保護観察所に、それぞれ首席保護観察官一人及び首席社会復帰調整官一人を、福島保護観察所、水戸保護観察所、宇都宮保護観察所、前橋保護観察所、静岡保護観察所、京都保護観察所、岡山保護観察所、高松保護観察所及び那覇保護観察所に、それぞれ首席保護観察官一人を、長崎保護観察所に、社会復帰対策官一人を置く。 |